

船舶事故調査報告書

平成29年1月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成27年11月23日 15時20分ごろ
発生場所	福岡県北九州市北九州空港北東方沖 新門司防波堤灯台から真方位095° 1.9海里付近 (概位 北緯33° 52.2′ 東経131° 02.9′)
事故の概要	貨物船 ^{ひろえい} 広栄丸は、西進中、また、漁船 ^{こうほう} 第3光宝丸は、南進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成27年11月24日、主管調査官（門司事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 広栄丸、198トン 132641、廣栄海運有限会社 B 漁船 第3光宝丸、4.6トン FO3-26195、個人所有 第290-60019号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A、四級（航海） 機関長A、五級（機関） B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 右舷船尾部に擦過傷 B 船首部外板に割損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	船長Aは、航海当直中、便意を催し、機関長Aに当直を任せて操舵室下のトイレに行った。 機関長Aは、前方の見張りに注意を向けていたところ、右方から接近するB船に気づき、汽笛を鳴らして注意喚起を行った。 船長Aは、トイレから出た際、機関長Aが鳴らす汽笛を聞き、急いで操舵室に戻ったところ、右舷方に接近するB船を認めたので、右舷側からB船に大声で呼び掛けた。 船長Bは、B船の船尾で魚の選別をした後、尿意を催して操舵室の右舷側で小用を足していた。
分析	A船は、機関長Aが、右方から接近するB船に気付くのが遅れたことから、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、船長Bが、操舵室の右舷側で小用を足しており、見張りを適切に行っていなかったことから、左方から接近するA船に気付かず航行を続け、A船と衝突したものと考えられる。

原因	本事故は、機関長 A が右方から接近する B 船に気付くのが遅れ、また、船長 B が、見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。
-----------	---